

なってよい。

「弁証法」の名のもとに、詭弁と形而上学とが横行することにもそろそろ終止符が打たれるべきだ。マルクスを真に擁護しようとするものは、ステッドマンの批判に正面から取り組む姿勢がほしい。かれの本には、わたしなら発しないであろうような罵声がないではない。しかし、この点では、マルクス主義者の側からも寛容が必要であろう。

[塩沢由典]

浜田 宏一

『損害賠償の経済分析』

東京大学出版会 1977.3 vi+190 ページ

交通事故、公害および欠陥商品による事故等は現代社会において頻発する現象であり、その損害賠償ルールの設定の仕方は、国民経済の資源配分や所得分配に重要な影響を与えるものである。本書『損害賠償の経済分析』はそのような視点から欠陥商品に関する損害賠償制度のあり方について、経済学と法学にまたがる領域の研究を行ったものである。

同様の境界領域の研究としては、これまで独占禁止法を中心とする経済法や保険制度に関する研究等が行われてきたが、それらわずかの例外を別とすれば、近代経済学者は価格機構を支え補完する制度的なルールの役割りについてあまり多くの注意を払ってこなかった。この意味で損害賠償制度の主要な側面を扱った本書の問題意識は新鮮で魅力に富むものであり、同様の分析を行った文献が少ないから、このような形に書物をまとめるためには多くの苦労があったものと推察される。

本文ではまず第I章で近代経済学の基礎的概念について予備的な知識の整理を行ったのち、第II章で法や制度の経済的機能を分析するための基本的枠組と方法を明らかにしている。第III章以下の3つの章ではその原理を、社会的重要度の高い、交通事故、公害、欠陥商品の具体的ケースに適用し、損害賠償ルールの経済的役割りを詳しく検討している。以下では個々の分析の簡単な紹介を行うとともに、主として経済学的な立場からいくつかの論点を指摘してみよう。

第I章は近代経済学の基礎概念と題され、消費者余剰、生産者余剰、バレート最適、ロールズの公正など、本書で使用される基礎的概念が明らかにされ、経済厚生判

断基準が提示されている。本書では効率性の基準と同様、所得分配の公平の基準が重要視されるために、その一つのよりどころとしてロールズの公正概念の説明に多くの頁がさかれているのが特色である。

第II章の法と制度の経済分析では、損害賠償の問題について一般にどのような理論的枠組を用いて接近するかが明らかにされている。ここでは司法制度の目標として効率性(第1次費用の低減)、公平性(第2次費用の低減)および紛争処理費用低減(第3次費用の低減)の3つを考察している。このうち第3の基準は広い意味での効率性の基準に含めることもできようが、本書のようにこれを分離することによって、内容がより明確になるということもできよう。

社会的費用を低下させる方法には一般に市場的抑止による分権的方法と、規制的抑止による集権的方法とがあり、それぞれ長所短所がある。コースの定理にしたがえば、情報が完全で取引費用が無視できる経済では、市場的抑止ルールによって外部経済効果を費用計算に含めさせ、効率性の目標を達成することができる。しかしその場合だれが費用を負担するかはその他の目標に少なからぬ影響を与える。また取引交渉の費用が存在する場合には、だれがもっともふさわしい費用負担者(最安価損害回避者)であるかは重要な問題になる。これらの要因を考慮して、損害賠償の問題が、交通事故、公害、欠陥商品の場合にいかに解決されるかを検討するのが以下の3つの章の目的となっている。

第III章ではさきの3つの評価基準に基づいて、自動車に関する現行の法制を文章的に評価検討している。効率性を重視し、運転者の注意義務を喚起する立場からは、免許証保険を設け、メリット・デメリット制を採用することを、所得分配の公正を重視し、被害者の救済を配慮する立場からは、無過失責任と保険制度とを結びつけ事故による社会的費用を私的費用に内部化させ、事故を減少させることの必要を指摘している。

第IV章では公害の問題が扱われている。公害のケースは加害者・被害者の数が多く、行為と損害との関係が特定化しにくい場合が多いというのが特色である。また被害が一定地域の住民や、特定の職業の人々に集中して、生命や健康に深刻な影響を与えることになりかねない。

さて公害を負の公用をもたらず公共財であるとみなして、通常の厚生経済学の分析を適用すると、公害企業から徴集すべき補償金は、他企業の汚染物質排出量を不変とした場合に当該企業がもたらす限界的損害に等しくならねばならないことが知られる。そしてもし汚染量に比

例して一律に損害賠償金を課すものとすれば、限界的な社会的損害が汚染物質総量の増加関数である限り、排出量1単位当りの補償金額が限界費用より小さいなら最適点でいぜんとして生産量(したがって汚染物質排出量)を増大させる誘因があることが部分均衡論的に説明されている。このように、上のような状況の下では、汚染物質は効率性の基準で望ましいとされるより多く排出されるというのが本節の主要な命題である。

なお公害が人々の生命や健康に与える深刻な損害を考慮すると、公害の問題は分配の公平の側面を除いては論じられない。著者はここで功利主義とロールズの公正概念を用いて、公害に関する「受忍限度論」と「環境権説」に関して一つの整理を与えている。

第V章では欠陥商品についての製造物責任の問題が扱われている。このケースでは、生産者が価格を通じてその費用の一部を消費者に転嫁しうるのが特色であり、欠陥が生じうる場合、だれが費用負担をすべきかが問われなければならない。

被害者が買主に限られ、彼等が製品の危険についての完全な情報をもっていれば、直接交渉をとることもなくとも、価格による費用の転嫁をつうじて効率的な資源配分が達成されることがまず説明されている。しかし被害者に買主以外の第三者が含まれるか、買主の情報不完全である場合には社会的損失が生じうるので生産者が厳格責任ないしはそれに近い責任負担をするのが望ましいと論じられている。

巻末の補論では、生産者と消費者の両者の注意によって危険の発生率が変化する場合にどのように損害賠償のルールを定めるべきかがゲーム理論を用いて分析されている。前半では、さまざまな状況の下で、非協力解と社会的最適点との関係を論じたブラウンのモデルが紹介され、後半では、注意水準を最適化するルールと社会的平均費用を最小化するルールとの一致する条件、またそれら最適ルールの下での生産=消費水準、生産者余剰、消費者余剰の変化を検討した著者自身のモデルが展開されている。

以上のように本書には、損害賠償に関する主要問題がほぼ網羅的に扱われ、要領よく整理されている。この点だけでも本書は今後のこの分野の研究の一つの重要な出発点となることは疑いない。ただし本書の経済分析は、非専門家への配慮があるとはいえ、ほぼ部分均衡論ないしは社会的余剰概念に依拠したかなり単純化されたモデルに基づいて行われており、より厳密な設定の下での一般的なモデルにおいて同様の結論が妥当するか否かは必ずしも明らかにされていない。

また本書ではロールズの公正概念に重点がおかれているが、その支柱の一つである max-min 原理については、無い物ねだりとはいえ、何らかの批判の余地がないわけではない。たとえば始源状態を想定するとしても、なぜ最小の効用だけを問題にするのか、功利主義的な社会的厚生ないしは何らかの意味での期待効用の最大化に対して一般的な優位があるのか等は通常提出される疑問点である。極端な状況で max-min 原理を適用すると、しばしば悪平等を導き、仕事その他へのインセンティブを失わせる結果を導くが、これは極端な状況において功利主義が一部の個人に対して非人道的な結果をもたらすのに対比されるべき難点である。ただし著者が深刻な公害の発生に対して環境権論を支持し、人身の犠牲が生じうる商品の生産者に厳格責任を課すことを主張するような場合には、この max-min 原理が十分な説得力をもつことは疑いのないところである。

この意味で、本書の損害賠償ルールに対する評価、提言の多くに対して評者もほぼ全面的に賛成である。しかし個々のルールを判断するにふさわしい基準は存在しても、少なくとも公平性に関する限り、すべてをそれによって評価するにふさわしい共通の判定基準はいまだ確立されていないというべきであろう。すなわち分配の公正(第2次費用の減少)を一般的に規定すること自体にそもそも無理があるというのが評者のいつわらざる感想である。しかしこれはあくまで無い物ねだりであって、それによって本書の価値がいささかも傷つくものではない。

〔川又邦雄〕